

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び八戸市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、あおもり移住支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 全額の返還
 - ・虚偽の申請等をした場合
 - ・(在学中に交通費を申請した場合) 申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - ・(在学中に交通費を申請した場合) 申請日から 1 年以内に八戸市に転入しなかった場合
(ただし、申請時に既に八戸市に住民票がある場合を除く)
 - ・就業開始日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合
(ただし、退職日から 3 か月以内に八戸市内の別の企業に就業する場合を除く)
 - ・転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年未満で八戸市から転出した場合
 - (2) 半額の返還
 - ・転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に八戸市から転出した場合
- 3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される八戸市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

あおもり移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び八戸市は、あおもり移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び八戸市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び八戸市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。